

賃貸アパート・マンションを対象とした 「施設所有者賠償責任保険」のパッケージ販売

2013年5月2日
株式会社エイブル

株式会社エイブル(本社:東京都港区 代表取締役社長 梁瀬泰孝)とエース損害保険株式会社(本社:東京都目黒区 代表取締役社長兼CEO ジェフ・ヘイガー)は、賃貸物件のオーナー様向けに、アパート・マンション等を対象とした損害保険『施設所有者賠償責任保険』を共同開発し、本年5月1日より販売開始いたします。

従来の損害保険は、面積・保険金額・構造・昇降機の有無などにより保険料を算出するものが多く、必要書類の手配など賃貸物件のオーナー様にとって手続きが煩雑で、時間も手間も要しました。

本サービスは、これら問題を解消する「保険金額」と「物件種別」から選べるシンプルなパッケージプランで、保険料の算出時間を大幅に短縮するとともに、手続きを簡素化した保険業界では事例の少ない設計です。賃貸物件のオーナー様にお気軽に検討頂けます。

保険金支払の例

賃貸アパートやマンション、事務所など建物の構造上の問題や管理の不備による事故で、入居者や第三者の人災や建物損壊や器物破損等により、オーナー様が法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



備えつけた風呂釜の欠陥により、ガス爆発で入居者にケガをさせてしまった。



外壁の一部が落下し、通行人が負傷した。



排水管の欠陥により水が漏れ、居住者の家財を汚してしまった。



外階段が損壊し入居者が落下して負傷した。



エレベーターに子どもが足を挟まれ負傷した。



玄関ホールがすべりやすくなっていたために、子どもが転んでケガをした。

お支払する
主な保険金

①損害賠償金

②緊急費用(応急手当、病院への護送費用など)

③訴訟費用(弁護士報酬など)

▶ 支払限度額と保険料

《ご希望にあわせて選べる4プラン》

		Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
施設所有者賠償責任 昇降機賠償責任		対人・対物共通 1事故3,000万円	対人・対物共通 1事故8,000万円	対人・対物共通 1事故1億円	対人・対物共通 1事故2億円
初期対応臨時費用特約		1事故10万円限度／保険期間中30万円まで支払われます			
見舞費用特約		1被害者につき5万円限度／1事故につき50万円まで支払われます <small>*見舞費用補償特約において後遺障害・入院・通院に伴い実際に支払われる保険金の額は見舞費用補償特約の規定に基づきます。</small>			
自己負担額		なし			
保険期間		2年間			
保険料 (保険期間2年)	1棟	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円
	1戸建て	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円
	分譲1室	4,200円	4,500円	5,000円	6,000円

【保険商品に関するお問い合わせ先】

株式会社エイブル ソリューションサービス室インシュアランスグループ 渡辺
TEL : 03-5414-0147 FAX : 03-3796-6183 MAIL : a213215@biz.able.co.jp

【メディアからのお問合せ先】

株式会社エイブル&パートナーズ ブランド戦略室 海川・中田
TEL : 03-5770-2603 FAX : 03-5770-2607 MAIL : pr@able-partners.co.jp